

第37号議案

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

八王子市職員の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第21条の2 第4条第2項の規定は、給料表(1)の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級である職員、八王子市一般職の任期付職員の採用に関する条例<b>第2条又は第3条の規定により採用された職員、任期付短時間勤務職員、八王子市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成31年八王子市条例第5号）第9条第1項第1号の規定により採用された職員</b>及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p><b>2 第4条第3項から第7項までの規定は、給料表(1)の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級である職員には適用しない。</b></p> <p><b>3</b> (略)</p> <p><b>4</b> (略)</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第21条の2 第4条第2項<b>から第7項まで</b>の規定は、給料表(1)の適用を受ける職員でその属する職務の級が5級である職員、八王子市一般職の任期付職員の採用に関する条例第3条の規定により採用された職員、任期付短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p><b>2</b> (略)</p> <p><b>3</b> (略)</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。